

主な改正事項(パンフレットより抜粋)

【労働安全衛生法施行令及び特定化学物質障害予防規則等の改正の概要】

労働基準局が実施している化学物質のリスク評価検討会において、発がんのおそれのある有機溶剤について検討が行われたところ、有機溶剤中毒予防規則において規制していたクロロホルムほか9物質は、職業がんの原因となる可能性があることを踏まえ、特定化学物質障害予防規則において規制されることとなりました。また、DDVPも新たに特別管理物質になりました。

ジメチル-2,2-ジクロロビニルホスフェイト (DDVP) の健康障害防止対策

今回の改正で、表示対象物、特定化学物質の特定第2類物質に位置づけられるとともに、特別管理物質になりました。

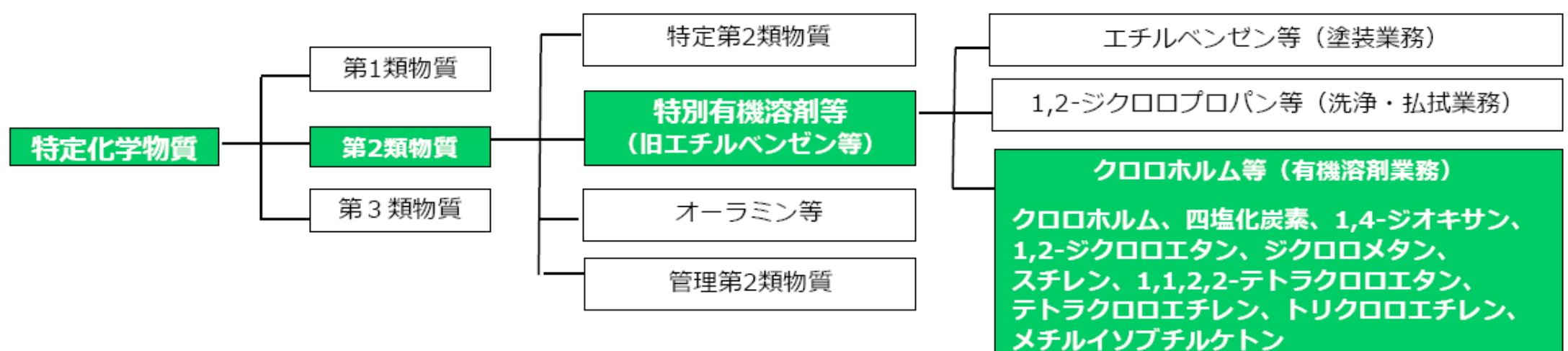
クロロホルムほか9物質について、有機溶剤から特定化学物質へ移行し、発がん性を踏まえた措置が義務づけられます

クロロホルム・四塩化炭素・1,4-ジオキサン・1,2-ジクロロエタン・ジクロロメタン・スチレン・1,1,2,2-テトラクロロエタン・テトラクロロエチレン・トリクロロエチレン・メチルイソブチルケトン
※これらの10物質を「クロロホルムほか9物質」といいます

改正政省令・告示は、平成26年11月1日から施行・適用します。
(一部に経過措置があります)

クロロホルムほか9物質の健康障害防止対策

クロロホルムほか9物質は、これまで有機溶剤の中に位置づけられていましたが、発がん性を踏まえた今回の改正により、特定化学物質の第2類物質の「特別有機溶剤等」の中に位置づけられるとともに、特別管理物質になりました。



あわせて、これまで「エチルベンゼン等」として分類されていたエチルベンゼン等、1,2-ジクロロプロパン等も「特別有機溶剤等」の中に位置づけられました。

- ・ 特別管理物質となった上記10物質は、発がんのおそれがあります。
- ・ 発がん性には、遅発性の影響があるため、**作業記録の作成、健診結果等の記録の30年間の保存、有害性等の掲示**の措置が必要です。

1 作業記録の作成（特化則第38条の4）

常時作業に従事する労働者について1カ月以内ごとに次の事項の記録が必要。

- ① 労働者の氏名
- ② 従事した作業の概要及び当該作業に従事した期間
- ③ 特別管理物質により著しく汚染される事態が生じたときは、その概要及び事業者が講じた応急の措置の概要

2 記録の保存の延長（特化則第36条、36条の2、38条の4、40条）

有害性（発がん性）の遅発性の影響を踏まえ、次の書類の30年間の保存が必要。

なお、記録の保存は、書面の保存に代えて電磁的記録による保存が可能です。

- ① 健康診断個人票
- ② 作業環境測定記録
- ③ 作業環境測定の評価記録
- ④ 作業記録

3 有害性等の掲示（特化則第38条の3）

作業に従事する労働者が見やすい箇所に、次の事項の掲示が必要。

- ① 名称
- ② 人体に及ぼす作用
- ③ 取扱上の注意事項
- ④ 使用保護具

有機則第24条第1項の規定に基づく掲示（昭和47年告示第123号の一部改正）

▶平成26年11月1日から適用

有機溶剤等の作業場の取り扱い上の注意事項等の掲示の内容が一部変わります。

有機溶剤の中毒が発生したときの応急措置について掲示すべき内容	
改正前	改正後
中毒にかかった者を直ちに通風のよい場所に移し、すみやかに、衛生管理者その他の衛生管理を担当する者に連絡すること。	中毒にかかった者を直ちに通風のよい場所に移し、すみやかに、衛生管理者その他の衛生管理を担当する者に連絡すること。
中毒にかかった者の頭を低くして横向き又は仰向きに寝かせ、 <u>身体</u> の保温に努めること。	中毒にかかった者を <u>横向きに寝かせ、できるだけ気道を確保した状態</u> で <u>身体</u> の保温に努めること。
中毒にかかった者が意識を失っている場合は、 <u>口中の異物</u> を取り除くこと。	中毒にかかった者が意識を失っている場合は消防機関への通報を行うこと。
中毒にかかった者の呼吸が止まった場合は、すみやかに、 <u>人工呼吸</u> を行うこと。	中毒にかかった者の呼吸が止まった場合は、すみやかに、 <u>心肺蘇生</u> を行うこと。

作業環境測定

特化則第36条～第36条の5

クロロホルム等有機溶剤業務を行う屋内作業場では、作業環境測定とその評価、結果に応じた適切な改善を行うことが必要

▶ A2とBについては、平成26年11月1日から義務化

▶ A1については、平成27年11月1日から義務化

	A (クロロホルムほか9物質の単一成分1%超)		B (特別有機溶剤と有機溶剤の合計5%超)
	特別有機溶剤と有機溶剤の合計5%以下 A1	特別有機溶剤と有機溶剤の合計5%超 A2	
クロロホルムほか9物質の測定	○ (30年)	○ (30年)	×
混合有機溶剤の各成分の測定	×	○ (3年)	○ (3年)
※特別有機溶剤と有機溶剤との合計の含有率が重量の5%を超える場合は、有機則で測定が義務づけられている有機溶剤混合物についても測定			
※ () 内は測定と評価の記録の保存期間			

その他の措置

特化則第25条、第38条の8、第53条 (有機則第26条、27条準用)

▶平成26年11月1日から義務化

		A	B
ぼろ等の処理 (特化則第12条の2)	対象物に汚染されたぼろ(ウエス等)、紙くず等を、ふた付きの不浸透性容器に収めておく	-	-
設備の改造等の作業(特化則第22条、22条の2)		-	-
立入禁止措置(特化則第24条)	関係者以外の立入禁止とその旨の表示	-	-
休憩室、洗浄設備の設置(特化則第37条及び第38条)		-	-
喫煙、飲食の禁止(特化則第38条の2)		-	-
容器等 (特化則第25条)	運搬・貯蔵時、堅固な容器の使用(第1項)	○	○
	容器等への表示と一定の場所での保管(第2項、第3項)	-	-
	空容器を一定の場所で保管(第4項)	○	○
	貯蔵場所の立入禁止と排気設備(第5項)	○	○
タンク内作業、事故の場合の退避 (特化則第38条の8(有機則第26条、27条準用))		○	○
事業を廃止する場合、測定・健診・作業の記録等を労基署へ報告 (特化則第53条)		○	-

今回の改正による物質ごとの主な規定の適用（一覧）

条文	規制内容	ジメチル-2,2-ジクロロビニルホスフェイト (DDVP)	クロロホルムほか9物質を1%を超えて含有する物	クロロホルムほか9物質1%以下、かつ特別有機溶剤と有機溶剤と合計して5%を超える物	
安衛法	57	表示	●	●	
	57の2	文書の交付	●	●	
	88	計画の届出	●	●	
特定化学物質障害予防規則	2	定義	「特定第二類物質」	「特別有機溶剤等」	
	2の2	適用除外(業務)	●(DDVPを含む製剤の成形加工又は包装業務以外全て)	●(有機溶剤業務以外全て)	
	4	特定第2類物質等の製造に係る設備	●	×	
	5	特定第2類又は管理第2類物質に係る設備	●		
	6	4・5条の適用除外	●		
	7	局排等の性能	●(抑制濃度0.1mg/m ³)		
	8	局排等の稼働時の要件	●		
	12の2	ぼろ等の処理	●	×	
	13~20	漏えいの防止(特定化学設備)	●	×	
	21	床の構造	●	×	
	22, 22の2	設備の改造等の作業	●	×	
	23	退避等	●	×	
	24	立入禁止措置	●	×	
	25	容器等	堅固な容器 第1項	●	●
			容器等への表示と保管 第2,3項	●	×
			空容器の保管上の措置 第4項	●	●
			貯蔵場所の設備 第5項	×	●
	26	救護組織等	●	×	
	27(28)	作業主任者の選任	●(特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者講習会を修了した者から選任)	●(有機溶剤作業主任者技能講習を修了した者から選任)	
	29~35	定期自主検査、点検、補修等	●	×	
	36	作業環境の測定	実施	●	●
			記録の保存	●(30年)	●(30年)
	36の2	測定結果の評価と記録の保存	●(30年)	●(30年)	各物質について別表に掲載
		管理濃度	0.1mg/m ³		
	36の3, 36の4	評価の結果に基づく措置	●	●	
	37	休憩室	●	×	
	38	洗浄設備	●	×	
	38の2	喫煙、飲食等の禁止	●	×	
	38の3	掲示	●	●	×
	38の4	作業の記録と保存	●(30年)	●(30年)	×
	38の8	特別規定	×	有機則の準用	
	39~40の3	健康診断	雇入れ、定期	●	●
			配転後	●	ジクロロメタンに限る
記録の保存			●(30年)	●(30年)	
41	健康診断結果の報告	●	●		
42	緊急診断	特定化学物質 第1項	●	×	
		特別有機溶剤等 第2,3項	×	●(一部適用除外)	
43~45	呼吸用保護具等の備え付け	●	×		
53	記録の報告	●	●	×	

クロロホルムほか9物質に係る有機溶剤中毒予防規則の準用 (特化則第36条の5、38条の8、41条の2)

条文	規制内容	クロロホルムほか9物質を1%を超えて含有する物	クロロホルムほか9物質1%以下、かつ特別有機溶剤と有機溶剤と合計して5%を超える物	条文	規制内容	クロロホルムほか9物質を1%を超えて含有する物	クロロホルムほか9物質1%以下、かつ特別有機溶剤と有機溶剤と合計して5%を超える物
1	定義	●	●	28	作業環境の測定(有機溶剤混合物)	実施	●*
2~4	適用除外(許容消費量)	●	●			記録の保存	●*(3年)
5	第1種、第2種有機溶剤に係る設備	●	●	28の2	測定結果の評価	●*(3年)	●(3年)
6	第3種有機溶剤に係る設備(タンク等の内部)	●	●	28の3、28の4	評価の結果に基づく措置	●*	●
7~13の3	適用除外(周壁開放・臨時・短時間・設置困難等)	●	●	29-30の2	健康診断(有機溶剤混合物)	●*(5年)	●(5年)
14~18の3	局排等の性能要件等	●	●	30の3	健康診断結果の報告	●*	●
20-23	定期自主検査、点検、補修	●	●	31	健康診断の特例	●*	●
24	掲示	●	●	32-34	送気マスク又は有機ガス用防毒マスクの使用 保護具の数等	●	●
25	区分の表示	●	●				
26	タンク内作業	●	●				
27	事故時の退避等	●	●				

クロロホルムほか9物質、エチルベンゼン、1,2-ジクロロプロパンをあわせて「特別有機溶剤」という。

* 特別有機溶剤と有機溶剤を合計して5%以下のものを除く